

## 市からのお知らせ

### くらし

#### 退職されたかたへ国民健康保険・国民年金からのお知らせ

##### 【会社の健康保険等を脱退・加入されたかたは、届け出を】

■持ち物 〈脱退時〉健康保険資格喪失証明書・印鑑 〈加入時〉他の健康保険の被保険者証(脱退するかた全員分)・国民健康保険被保険者証・印鑑 ※マイナンバーの記載をする場合、世帯主のかたの「マイナンバーの確認」と来庁されたかたの「本人確認」を行います。マイナンバーを記載しなくても、手続きできます。 ■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035

##### 【厚生年金保険から国民年金への切り替えの届け出を】

■対象 20歳以上60歳未満の会社を退職されたかた ■持ち物 厚生年金資格喪失証明書(離職票・雇用保険受給資格者証でも可)・年金手帳・印鑑 ※退職されたかたに扶養されていた配偶者も国民年金への切り替えが必要です。※退職後すぐに厚生年金保険の被保険者である配偶者の扶養に入る場合、市役所ではなく配偶者の勤務先で手続きしてください。※会社に就職したとき(厚生年金保険に加入したとき)は市役所での手続きは必要ありません。 ■問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

#### 国民健康保険料を決めるため所得申告を

前年度に国民健康保険所得申告書を提出されたかたや未申告のかたには、国民健康保険所得申告書を4月または6月に送付します。期日までに申告をお願いします。7月に通知する保険料に反映されます。※保険料の軽減制度を受けるには、所得がないかたも申告が必要です。※確定申告や市・県民税申告をされたかた、会社で年末調整をされたかたは不要です。 ■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035

#### 40歳以上のかたへ特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の受診券を送付

平成29年度の受診券を5月上旬に送付します。対象者は、4月1日現在、芦屋市国民健康保険に加入されている40歳以上のかた(年度内に40歳となるかたも含む)または後期高齢者医療制度に加入されているかたです。

4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入されたかたは、特定健康診査を来年1月に予定しています。12月ごろご案内します。

■問い合わせ 保険課管理係 ☎38-2035  
保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

#### 1.17あしやフェニックス基金の助成～ボランティア活動等への取り組みを支援～

■対象 市民グループや大学生等  
※条件がありますので、詳細は下記へ

##### ■助成の対象となる活動

- 被災地または被災地以外での被災者の自立支援ならびに被災地域の復旧および復興を支援する活動
- 防災意識の高揚および自主防災組織の構築に関する活動
- 防災および復興に関するボランティアの育成
- 阪神・淡路大震災の教訓を語り継ぐ活動
- 阪神・淡路大震災に係る災害や復興に関する資料展示
- 阪神・淡路大震災に係る慰霊および追悼に関する事業
- その他1.17あしやフェニックス基金の目的に添うと認められる活動

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

#### 【国民年金】学生のみなさんへ学生納付特例制度

20歳になればすべてのかたが加入しなければならない年金制度です。

学生で、所得が少ないなどの理由により、国民年金保険料を納めることが困難なときには、卒業後に国民年金保険料を納めることができる「学生納付特例制度(一部非該当の学校あり)」があります。申請には手続きが必要です。

※未納のままにしていると将来の年金が減ったり、事故や病気の際に障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。

※学生以外で納付が困難なかたには、申請免除制度・納付猶予制度があります。

##### 【対象者】

本人の前年所得が118万円以下の学生のかた(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます。)

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

##### 【申請方法】

年金手帳(納付書でも可)、学生証、印鑑(代理人の場合のみ)を持参し、上記へ。※28年度に学生納付特例の承認を受け、29年度も引き続き在学予定のかたには、日本年金機構から、はがき形式の申請書が届きますので返送してください。

はがきが届かない場合や、申請内容に変更がある場合は、市民課7番窓口へお越しください。

##### 【保険料の追納】

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。承認された月から10年以内に保険料の納付(追納)をすれば、年金額に反映されます。

※承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

#### 男女共同参画新規グループ登録募集

■申請期間 4月1日～5月31日(日曜・祝日を除く)

■登録有効期間 7月1日～平成30年6月30日

■登録基準 【1】会員数が5人以上(市内在住・在勤・在学者が6割以上)で、「男女共同参画社会」の実現を目的として活動し、男女を問わず広く門戸を開いていること【2】1年以上の活動実績があり、政治・宗教・営利活動を目的としないこと

■提出書類 ①登録申請書 ②本年度事業計画書・予算書 ③前年度事業報告書・決算書 ④規約または会則 ⑤会員名簿※提出書類①～③の様式は、下記で配布(市ホームページからダウンロード可)

■登録特典 セミナー室を一般より早期に(4カ月前から)予約可能・使用料の3割を免除

■問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023 (〒659-0065 公光町5-8)

#### 平成29年度

#### 男女共同参画市民企画講座募集

■応募期間 4月1日～5月24日(日曜・祝日を除く)

■募集対象 3人以上のグループ(市内在住・在勤・在学のかたを1人以上含む)

■対象事業 ①男女共同参画推進を目的とする講座 ②女性活躍推進を目的とする講座 ※8月から翌年2月までの間に実施

■補助 1企画50,000円を上限に補助(講師謝金・講師交通費・一時保育料・用紙等消耗品・印刷費)

■応募方法 所定の申請書類に記入の上、下記窓口へ必ずご持参ください。※申請書類は、窓口で配布(市ホームページからもダウンロード可)

■選考 プレゼンテーション(5月31日(水)午後1時30分予定)により、①から2点以内、②から1点以内を選考

■問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023 (〒659-0065 公光町5-8)

### 健康・福祉・子育て

#### 4月から児童扶養手当の改定

改定後の手当額は、8月10日支給分(4月～7月分)からになります。今回の改定に伴う手当証書の再

交付はなく、平成29年度資格認定時に新たに交付します。※4月11日支給分(12月～3月分)については、改定前の手当額です。

##### 【改定前】※3月分まで

	全部支給	一部支給
第1子支給額	42,330円	42,320円～9,990円までの10円きざみの額
第2子支給額	10,000円	9,990円～5,000円までの10円きざみの額
第3子支給額	6,000円	5,990円～3,000円までの10円きざみの額

##### 【改定後】※4月分から

	全部支給	一部支給
第1子支給額	42,290円	42,280円～9,980円までの10円きざみの額
第2子支給額	9,990円	9,980円～5,000円までの10円きざみの額
第3子支給額	5,990円	5,980円～3,000円までの10円きざみの額

■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2045

#### 保育所園庭開放のご案内

～遊びにおいでよ保育所へ～  
あなたの子育て応援します！



園庭で季節の遊びをいっしょに楽しみましょう。  
当日、直接保育所へお越しください。

保育所	住所 電話番号	園庭開放 午前10時～11時30分
精道保育所	精道町9-16 ☎32-0510	【たんぼぼひろば】 4月から毎週火曜日
打出保育所	宮川町4-10 ☎22-5725	【あそびにおいで】 4月から毎週月曜日
大東保育所	新浜町8-1 ☎22-0089	【おてんきひろば】 4月から毎週水曜日
岩園保育所	岩園町2-18 ☎31-0335	【げんきっこ】 4月から毎週木曜日
緑保育所	緑町2-4 ☎34-0715	【どんぐりひろば】 4月から毎週金曜日
新浜保育所	新浜町1-1 ☎32-0410	【いっしょにあそび】 4月から毎週水曜日